

法人なかま



3



「清水門」

お願い メールアドレスの登録にご協力ください。

「法人会の新入社員研修」
2日間コース

研修 「源泉部会 公開研修会」
① 社会保険に関わる手続きと実務
② マイナンバー取扱い者の為の実務のポイント
③ 若年層の人材流動化と対策について
「税法実務研修会」
法人事業税等地方税の基礎事項

Report 「税理士からのアドバイス」
令和5年度税制改正大綱
「歳川隆雄レポート」

◎「新型コロナウイルス」感染拡大の状況により、研修会等を中止する場合があります。予めご了承願います。
また、参加の際は参加直前の体調管理、体調不良や高熱の際の参加見送り、うがい、手洗い、マスクの着用等感染予防にご配慮
くださいます様、お願い申し上げます。

100th

とこしえに紡ぐ絆

未来に向かって、あたらしい絆を、この地で

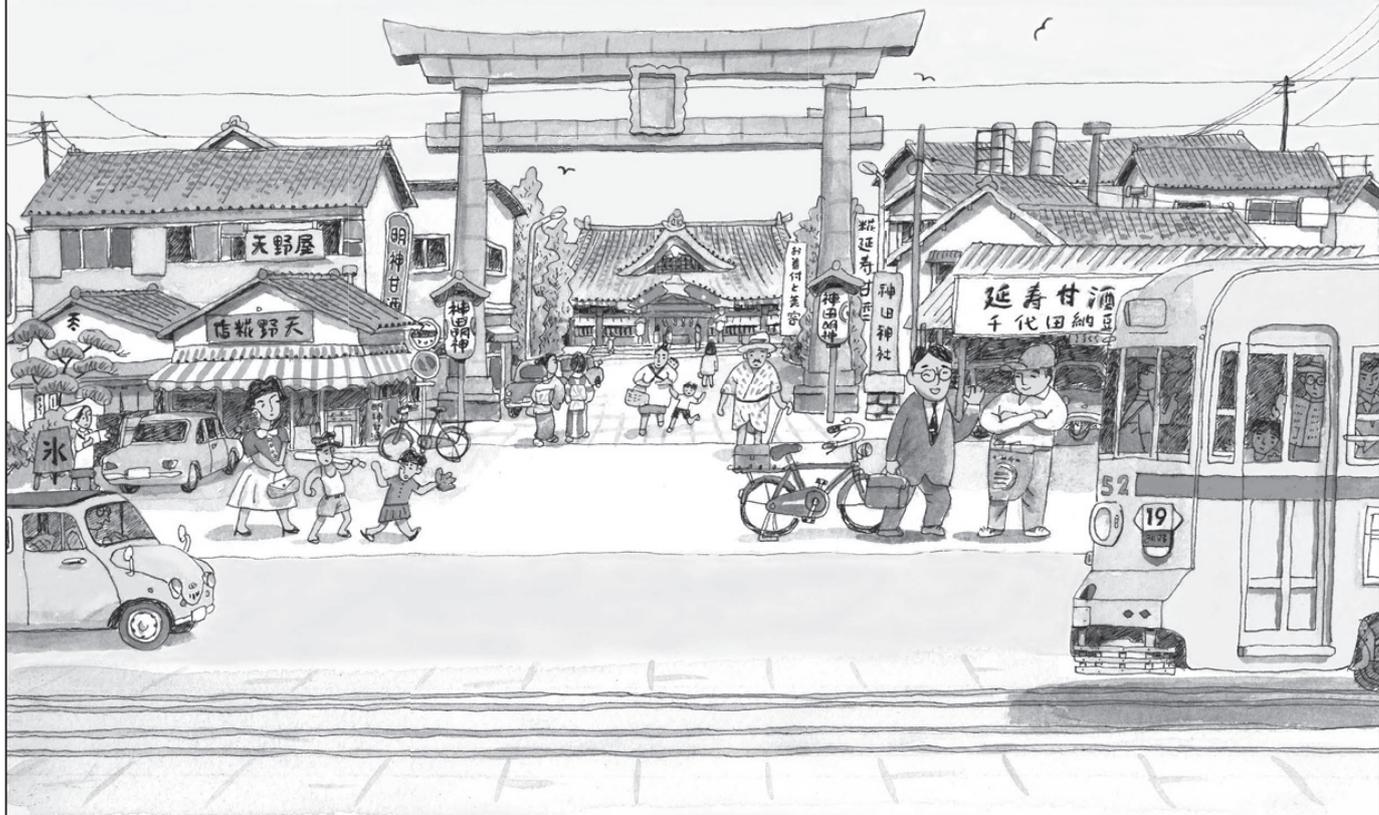
幾世を経て、お客さまとの信頼関係をもとに

かけがえない絆を紡いできました

100年分の感謝を心に刻み

いつまでも頼りがいのある存在であるために

お客様一人ひとりと真摯に向き合い、寄り添い続けます



金庫創立100周年
ホームページ

健



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

K O S A N

1923年3月23日 創立
2023年3月23日 100周年

昭和30~40年代をイメージして作画。実際とは異なる描写も含まれます。

表紙の絵 【スケッチシリーズ】

「清水門」 北の丸公園は徳川幕府の御三卿の田安家と清水家の屋敷があった場所です。「千代田区のさくら祭り」には田安門の混雑を避けての北の丸公園へのもう一つの入口が清水門です。知る人ぞ知る、静かな入口で、寛永元年(1624)建築の国の重要文化財です。400年前の創建で、当時のままの姿で出迎えてくれます。一瞬ですが江戸時代にタイムスリップした気持ちになります。普通の枡形では一ノ門で90度右に、2の門で90度左に、清水門ではさらに90度左に曲がる特別な造りで、戦うお城としては鉄壁の守りだったようです。幅広い階段が「雁木坂」です。段差や幅が違うので、当時の侍でも実に登り難い坂だったと思います。(絵と文 下田祐治)

TOPIC

3月期決算法人説明会(集合&オンライン)

日 時：令和5年3月2日(木)午後1時30分～4時30分
会 場：日本教育会館一ツ橋ホール

地区別税務研修会【1～3地区】(集合)

日 時：令和5年3月3日(金)午前10時30分～12時
会 場：学士会館210号室 講 師：神田税務署担当官

第11回税法実務研修会(集合&オンライン)

日 時：令和5年3月7日(火)午後2時～4時
会 場：神田法人会事務局セミナールーム

地区別税務研修会【10地区】(集合)

日 時：令和5年3月9日(木)午前10時30分～12時
会 場：連合会館 講 師：神田税務署担当官

地区別税務研修会【4～6地区】(集合)

日 時：令和5年3月10日(金)午前10時30分～12時
会 場：学士会館 講 師：神田税務署担当官

ハリポッターと呪いの子 観劇会(集合)

日 時：令和5年3月11日(土)午後6時15分～上演
会 場：TBS赤坂ACTシアター

源泉部会公開研修会(集合&オンライン)

日 時：令和5年3月13日(月)
会 場：神田法人会事務局セミナールーム 講 師：神田税務署担当官

地区別税務研修会【11地区】(集合)

日 時：令和5年3月14日(火)午前10時30分～12時
会 場：連合会館 講 師：神田税務署担当官

経営勉強会(集合)

神田法人会オープンゴルフコンペ
日 時：令和5年3月15日(水)終日
会 場：茨城ゴルフクラブ

税制勉強会(完全オンライン)

日 時：令和5年3月16日(木)午後3時～4時30分
講 師：永濱 利廣氏

女性部会観劇会「ジキル&ハイド」(集合)

日 時：令和5年3月17日(金)
懇親会 午前10時30分～12時
観劇会 午後1時30分～開演
会 場：懇親会 東京国際フォーラムガラス棟
観劇会 東京国際フォーラムホールC

新設法人説明会(集合)

日 時：令和5年3月24日(金)午後1時30分～3時30分
会 場：神田法人会事務局セミナールーム
講 師：神田税務署担当官

税の暦

3月の税務

● 3月10日

(1) 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

● 3月15日

- (2) 前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- (3) 前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- (4) 所得税確定損失申告書の提出
- (5) 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- (6) 確定申告税額の延納の届出書の提出
延納期限…5月31日
- (7) 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- (8) 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- (9) 国外財産調書・財産債務調書の提出(令和4年分。令和5年分以降は6月30日)

● 3月31日

- (10) 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- (11) 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- (12) 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- (13) 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- (14) 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- (15) 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- (16) 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

CONTENTS

1	TOPIC/税の暦
2	法人会からのお知らせ(メールアドレスご登録のお願い)
3	法人会からのお知らせ(法人なかまリニューアル)
4	行事案内(源泉部会 公開研修会)
5	行事案内(税法実務研修会)
6~7	行事案内(新入社員研修)
8	行事案内(税法実務研修会・会社経理実践講座 令和4年度年間開催予定表)
9	法人会からのお知らせ(交際費 商品券の購入費用)
10	法人会からのお知らせ(国外居住親族に係る扶養控除の取り扱い)
11	法人会からのお知らせ(協同労働は働きがい創出できるか)
12~13	税務署からのお知らせ(インボイス制度は免税事業者も関係します)
14	税理士からのアドバイス
15	歳川隆雄レポート
16	ぶらり食通/編集後記

[確定申告書等]

決 算 期	発 送 予 定 日
令和5年2月	3月28日(火)

[予定(中間)申告書]

決 算 期	発 送 予 定 日
令和5年8月 (11月・2月・5月)	3月31日(金)

※決算期のかっこ書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

本誌に関するお問い合わせはお気軽に(事務局 tel:03-3294-2531)。

〔個人情報取扱いに関するポリシー〕

当会は、当該個人情報を研修会・総会・諸会議等の通知、会費請求、広報誌等の送付並びに福利厚生制度の推進・円滑な運営など、事業活動等のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。 公益社団法人 神田法人会

公益社団法人神田法人会
会員各位

公益社団法人神田法人会
会長 藤井 隆太

みんながつながる第一歩!

メールアドレスご登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- 将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- 今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- 各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

ご登録方法

1. ブラウザからのご登録

下記二次元バーコード又はURLのリンク先入力フォームからご登録

●登録URL

<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>



2. FAXでのご登録

本紙表面の法人データ変更届出書にご記入の上FAXにてご登録

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願い致します。
(例：0(ゼロ)とo(オー)、h(エイチ)とn(エヌ)、
-(ハイフン)と_(アンダーバー)等

ご注意事項

ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願い致します
入力ミス为了避免するため可能な限りブラウザからのご登録をお願い致します

法人なかま リニューアル!!!

この度来る4月号より「法人なかま」が装いを新たにリニューアル致します。
今後一層会員の皆様に魅力的な内容をお届けいたしますので、お手元に届くのを
お楽しみにお待ちしております。

RENEWAL

リニューアル
ポイント

POINT

1

フルカラー化

全面フルカラーになり、「ぶらり食通」など
おなじみのコーナーがデザインも一新し、
より読みやすい内容となっております。

RENEWAL

リニューアル
ポイント

POINT

2

新コンテンツ

会員企業を本誌で取材を基に取り上げ、
神田の皆様へ広くご紹介し広報誌を
介して交流のきっかけとして頂けるよう
発信していきます。

※ぶらり食通掲載店の紹介や広告のご利用は随時募集しております。
皆様からのご応募をお待ちしております。

公益社団法人神田法人会 源泉部会 公開研修会

テーマ

- ① 社会保険に関わる手続きと実務
- ② マイナンバー取扱い者の為の実務のポイント
- ③ 若年層の人材流動化と対策について

日時 令和5年3月13日(月)
午後2時～4時

会場 神田法人会2階セミナールーム
ZOOMウェビナーを用いたハイブリッド形式

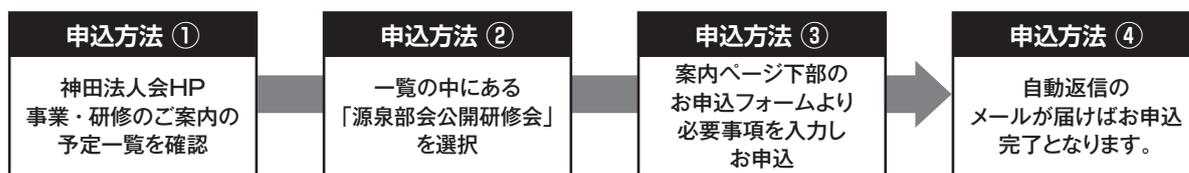
講師 日本テレワーク協会所属 社会保険労務士

定員 会場 25名様 1社1名様まで
オンライン 500名様 1社複数名可

会費 源泉部会員:無料
一般会員:2,000円/社 非会員:4,000円/社

申込期日 3月10日(金)まで

申込方法 神田法人会HPより事前申込制になります。



※お申込に関する注意事項 (必ずご一読下さい)※

1 資料について

実物の資料は会場参加者へ配布致します。
それ以外の方についてはHP資料用URLからダウンロードを
お願いします。1週間前からダウンロード可能になります。

2 会場申込について

定員を超過する場合はオンラインでの参加をお願いする場合がございます。

3 オンライン申込について

- ①お申込はご参加者様毎に行う必要がございます。
- ②1つのアドレスで複数名参加される場合は登録時に自由記
載欄へ参加者情報を必ずご記載下さい。
- ③当日使用するアドレスをご登録ください。

※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内致します。
アドレスの誤入力、ドメイン設定等ないかご確認お願い致します。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531)まで

令和4年度

税制勉強会

主催 公益社団法人神田法人会税制委員会

令和5年度税制改正大綱より

① NISAの抜本的拡充と
恒久化について② 防衛力強化に掛かる
税制措置について

日時

令和5年3月16日(木)
午後3時~4時30分

会場

ZOOMウェビナーを用いた
完全オンライン形式

会費

無料

講師

永濱 利廣氏

株式会社第一生命経済研究所
経済調査部首席エコノミスト

定員

オンライン 500名様 1社複数名可

申込期日

3月15日(水)まで

申込方法

神田法人会HPより事前申込制になります



講師 永濱 利廣氏

株式会社第一生命経済研究所
経済調査部首席エコノミスト

申込方法 ①

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

申込方法 ②

一覧の中にある
「税制勉強会」を選択

申込方法 ③

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

申込方法 ④

自動返信の
メールが届けばお申込
完了となります。

※お申込に関する注意事項 (必ずご一読下さい)※

1 資料について

実物の資料は会場参加者へ配布致します。
それ以外の方についてはHP資料用URLからダウンロードを
お願いします。1週間前からダウンロード可能になります。

2 会場申込について

定員を超過する場合はオンラインでの参加をお願いする場合がございます。

3 オンライン申込について

- ①お申込はご参加者様毎に行う必要がございます。
- ②1つのアドレスで複数名参加される場合は登録時に自由記
載欄へ参加者情報を必ずご記載下さい。
- ③当日使用するアドレスをご登録ください。

※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内致します。
アドレスの誤入力、ドメイン設定等ないかご確認お願い致します。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで

法人会の 新入社員 研修

オンライン

公益社団法人神田法人会
事業研修委員会

開催日時

令和5年

4月4日(火)・5日(水)

【2日間コース】

午前9時30分～午後5時まで

(受付は午前8時30分から)

ご用意

お一人様につきPC1台のご用意をし、
ZOOMを利用できる状態でご用意お願い致します。

講師

株式会社日本ODコンサルタンツ 教育トレーナー

定員

50名様まで

受講料

会員 13,200円/人(税込)

非会員 17,600円/人(税込)

申込締切

3月17日(金)まで

振込先

三菱UFJ銀行神田支店

普通預金：51512 口座名：公益社団法人神田法人会

(振込手数料はご負担ください)

1日目

トレーナー：近藤 裕子氏 OD コンサルタンツ教育トレーナー

■オリエンテーション

- ・研修の目的
- ・グループ内での自己紹介

■社会人としてのビジネスマナー

- ・なぜビジネスマナーを学ぶのか
- ・自分の印象を管理する
 - 表情、身だしなみ、アイコンタクト
 - 非言語コミュニケーションの重要性
- ・ビジネス基本動作とマインド
 - 基本姿勢、挨拶、名刺交換
- ・ビジネスでの話し方、言葉遣い
 - 敬語、クッション用語
 - 電話応対
 - メール・文章の基本

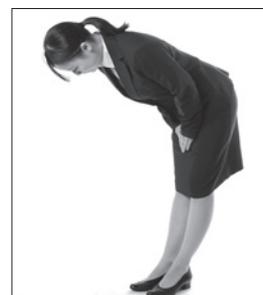


■ケーススタディ

- ・訪問来客のマナー
- ・ビジネス場面で信頼感を与える挨拶
 - 発表/フィードバック

■1日目のまとめ

- ・気づきの整理



■学生から社会人への意識改革

- ・ 社会人らしい行動、社会人らしくない行動
- ・ 学生と社会人の違い
- ・ 6つのビジネス意識

■組織コミュニケーション

- ・ 組織における自身の役割理解
- ・ 信頼関係を高めるハウレンソウ、指示の受け方と心構え



■仕事の進め方の基本

- ・ 仕事の進め方PDCA
「Plan (計画)、Do (実行)、Check(評価)、Act (改善)」
- ・ 6つの意識



■2日間のまとめ

- ・ 研修の整理/アクションプラン
- ・ 1年後の自分への手紙
- ・ 決意表明

法人会の新入社員研修 研修に関する注意事項

お申込に関して

1. お申込代表者様(人事ご担当者様等)が取りまとめの上お申込下さい。
2. 人数の変更・キャンセルについては申込締切日までにご連絡お願い致します。
3. グループワークの班分けの為、参加者名簿を作成して頂く必要がございますので、神田法人会HPお申込ページより入力フォームをダウンロードし送付お願い致します。

受講料に関して

1. 本研修は2日間のセット料金になりますので、どちらか1日のみの参加の場合でも表記金額通りの請求となります。
2. お支払に関しては表記振込先へ4月末までにお振込頂くようお願い致します。お振込完了時の振込明細書が領収書の代わりとなります。
3. 別途請求書でのご対応が必要な場合はお申込時にその旨明記しお申込下さい。

オンラインのご用意に関して

1. 可能な限り有線LANで接続されたPCをご用意下さい。
※無線LANの場合映像や音声、接続そのものが途切れやすい場合があります。特に通信制限が掛かりやすいモバイルルーター、テザリングの使用等は避けて頂くようお願い致します。
2. 本研修はオンラインでつながったメンバーとのグループワークを多く行います。
※一つの部屋で複数台のPCを置いて行う場合、同時にPCスピーカーを入れると距離によってはハウリング等を起こします。事前に音声テストなどで確認することをお奨め致します。

お申込 方法

下記FAX申込(返信先: 03-3294-2500)

又は 神田法人会HP「事業・研修のご案内」から「法人会の新入社員研修」よりお申込出来ます。

4月4日・5日法人会の新入社員研修【2日間コース】

会社名				
お申込者名				
参加人数				名
連絡先	TEL		FAX	
MAIL				

*会員の方は会員番号をご記入下さい。➡

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>					
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

令和5年度 税法実務研修会 開催予定表

回数	開催月	テーマ
第1回	5月	●法人税の基礎知識・法人の益金
第2回	6月	●法人の損金①(売上原価・役員給与等)
第3回	7月	●法人の損金②(交際費・寄附金・海外渡航費等)
第4回	8月	●法人の損金③(租税公課・保険料・損害賠償金等)
第5回	9月	●法人の損金④(減価償却費・修繕費・特別償却費等)
第6回	10月	●法人の損金⑤(繰延資産・引当金・租税公課等)
第7回	11月	●法人税の税額計算・特別控除等
第8回	12月	千代田都税事務所より研修実施
第9回	1月	相続税・贈与税について
第10回	2月	神田税務署より研修実施
第11回	3月	法人事業税等地方税の基礎事項

※●印は大蔵財務協会「図解法人税」を使用します。

令和5年度 会社経理実践講座 開催予定表

回数	開催月	テーマ
第1回	7月	経理実務入門
第2回	8月	消費税～インボイス制度の対応について
第3回	9月	資金繰りとキャッシュフロー
第4回	10月	電子帳簿保存法の対応と実務
第5回	11月	税務調査対応の基本
第6回	12月	決算の実務～月次決算と年次決算

※テキストは(株)税務研究会のテキストを購入いただき受講して頂く形式となります。

※上記研修いずれも開催時刻は午後2時～4時とさせていただきます。

詳細な日程や開催方法につきましては開催月1ヶ月前の広報誌に載りますのでお手元に届き次第ご確認ください。

交際費 商品券の購入費用

～実践税務調査～

税理士 牧野義博

調査官は交際費勘定の内容について、会社に説明を求めています。



調査官 商品券の購入費用が交際費勘定に該当するとして損金の額に算入されていますが、商品券の具体的な配付先および金額が分かる資料を見せてください。



納税者 商品券使用リストがありますので確認をしてください。



調査官 このリストによると、商品券を配付したとされる「年月」欄に年月の記載、「相手先」欄に企業名の記載があり、「備考」欄に工事関係者などの記載があるものの、商品券を配付したとされる具体的な日、配付した相手先の氏名および商品券の金額の記載がありません。この商品券の具体的な用途が分かる資料を提示してください。



納税者 取引先の従業員等から便宜を受けたことなどから、これらの従業員等に対して商品券を使用しました。また、関与税理士にも毎年差し上げています。



税理士 会社が説明をした通り商品券はいただいています。



調査官 それでは、具体的にいつどのくらいもらっているのか証明してください。



税理士 記録を取っていませんので、具体的には立証できません。



調査官 商品券の受払簿等は作成していますか。



納税者 作成していません。



調査官 商品券の在庫の管理はしていますか。



納税者 していません。



調査官 以上からすると、商品券の具体的な配付の事実が明らかではなく、商品券に関する受払簿等を作成しておらず、また、他に商品券の具体的な配付先や在庫の存在を認めるに足りる証拠の提出がありません。従って、商品券の具体的な配付の事実を認めることはできず、商品券の在庫の存在も明らかではないことを併せると、商品券の用途は不明というほかなく、その用途が不明である以上、会社の業務との関連性の有無も明らかとはいえません。そうすると、商品券購入費用は交際費等の額に該当しないことから、各事業年度の損金の額に算入することはできません。



納税者 関与税理士の説明および商品券使用リストのとおり、業務に関連して配付をしたものであり、社会通念上、業務遂行上の必要経費として認められるべきです。

納税者が主張を曲げないことから、国税当局は更正処分を行いました。最終的には国税不服審判所に審査請求が出ましたが、納税者の主張は棄却されました。商品券を使用する場合には、必ず受払簿を作成し、使用した相手先等が明確になるように留意をしてください。なお、期末に在庫がある場合には、資産勘定に載せることもお忘れなく。

【筆者紹介】 牧野義博（まきの・よしひろ）東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査 1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

国外居住親族に係る扶養控除の取り扱い

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井敏勝



リサ 国外に居住している親族（国外居住親族）を扶養控除の対象としている従業員から、扶養控除の制度が変わっているようだが問題ないか相談を受けたのですが、何か改正されましたか？ この従業員は、フィリピンに居住している母親（65歳）に、毎月生活費として3万円送金しています。



サキ先生 令和5年1月以後に支払われる給与等について、国外居住親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者のうち、①留学により非居住者となった者、②障害者、③給与等の受給者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者が除外されました。したがって、ご質問の場合、従業員の母親が留学により非居住者になった者が障害者でなければ、年間で38万円以上の生活費又は教育費に充てるための送金が必要になるので、毎月3万円の送金では年間36万円となり、現状では扶養控除の適用を受けることはできません。



リサ そうなのですね。扶養控除の適用を受けるためには送金額を増やす必要がありますね。なぜこのような改正が行われたのですか？



サキ先生 これは、年齢が30歳から69歳までである非居住者は所得の稼得能力があると考えられることから基本的には扶養控除の対象外としつつ、所得の稼得能力があると考えにくい学生や障害者は引き続き扶養控除の対象とできることとし、さらに、年間で受け取った送金額が38万円以上である者についても、真に所得が低い可能性を否定できないことなどから、扶養控除の対象となることとされました。



リサ この従業員の母親は留学により非居住者となった者や障害者には該当しないようですが、扶養控除の適用を受けるための手続きを教えてください。



サキ先生 給与等の支払者に給与所得者の扶養控除等申告書を提出する際に、国外居住親族が給与等の受給者の親族であることを証する書類を提出等する必要があります。さらに、年末調整の際には、その年中に支払った金額を記載した扶養控除等申告書を提出等するとともに、その年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類を提出等する必要があります。



リサ 扶養控除の対象に該当するか否かの判定は、いつの時点でどのように行うのでしょうか。



サキ先生 扶養控除の対象に該当するか否かは、扶養控除等申告書を提出する日の現況において見積もったその年中の支払金額で判定します。



リサ 見積金額で判定するのですか。実際の支払金額が38万円未満となった場合はどうなりますか？



サキ先生 年末調整において、結果として、その年中の支払金額が38万円未満となった場合には、その国外居住親族について扶養控除の適用を受けることはできないこととなります。



リサ なるほど。年末調整の際には、国外居住親族へのその年の送金の合計額が38万円以上であることを確認し忘れないよう注意が必要ですね。

【筆者紹介】互井敏勝（たがい・としかつ）1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「令和4年版 税制改正経過一覧ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」（共著、大蔵財務協会）、「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）など。

協同労働は働きがいを創出できるか

日刊工業新聞社 岡田直樹

労働者協同組合での「協同労働」という働き方では、志や理念を同じくする仲間が集まり、顔の見える信頼関係の中で地域課題の解決などにあたる。持続可能で活力のある地域社会を実現するとともに、主体的な働き方を通じて人間らしい生き方の創出にもつなげたい。

2022年10月1日に労働者協同組合について定めた法律が施行され、法人格が認められた。株式会社と異なり組合員が「出資」「経営」「労働」のすべてを担う。企業のように指揮命令系統の下ではなく、組合員が決めた経営方針に基づき仲間と協同して働く。組合員は労働関連法上の労働者とみなされ雇用保険や労災保険の対象になる。

事業に必要な資金は組合員が拠出し、経営は全組合員の意見を反映して行う。組合員は1口以上を出資するが、議決権と役員などの選挙権は口数にかかわらず平等に与えられる。非営利法人のため出資の持ち分に応じた配当はできないが、事業に従事した程度に応じて剰余金の配当は認められている。

発起人が3人以上いれば行政庁の認可を受けることなく届け出のみで設立できる。営利追求目的の企業組合、出資できないNPO法人、任意団体、株式会社などからの移行が見込まれる。介護、障害者福祉、子育て支援、環境保全、農や食、芸術・文化振興など地域密着の事業と親和性がありそうだ。

事業の承継などにも協同組合を生かしたい。海外では経営破綻した企業が協同組合に転換できる法制度が整備されている国もある。日本でも中小企業が倒産・廃業した場合、元社員が協同組合を設立する方法をとれないだろうか。公的補助や金融機関からの支援が得られ、多様な人材が加われば、伝統産業の保護や成長分野への転換が可能になるかもしれない。まずは成功事例をつくる必要があろう。

協同組合は企業で働く中高年の活性化にも役立ちそうだ。再雇用者の多くは仕事内容が定年前と変わらないのに賃金は低下している。労働政策研究・研修機構の調査によると、そのうちの約3割が処遇に不満を感じている。バブル期入社社員を多く抱える企業では再雇用時のモチベーション低下を今後の課題に挙げるところもある。ただ再雇用者の副業・兼業先として協同組合を活用するには、定年前から副業・兼業の解禁やキャリア研修を実施するなどにより、再雇用移行時の段差を低くしておきたい。

協同組合の運営を軌道に乗せるには多くの課題がある。組合員に対して賃金の支払い義務を負うため継続的に収益を上げられる事業が欠かせない。企業は地域貢献や福祉などの事業を切り出すなどで設立を後押ししたい。また企業が中高年と協同組合の仲介役になれば間接的な社会貢献になる。副産物として再雇用者が協同労働で培った人脈やスキルが企業で役立つことも期待できよう。

合意形成の方法は運営の肝といえる。組合の規模が大きくなるにつれ組合員一人ひとりの意見を経営に反映しにくくなる。行政はモデルとなる先進事例の紹介を通じて運営ノウハウの周知に努めてもらいたい。企業では無理な目標達成を強いられたり上下関係がこじれたりするなどで労働を苦痛と感じる人も少なくない。協同労働が組織優先の働き方を人間本位に編み直す転機になってほしい。

【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）など。

消費税

インボイス制度は免税事業者も関係します

《免税事業者(消費税の申告をされていない方)の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- ▶ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。
 - ※ インボイス発行事業者になる場合は、登録申請を行う必要があります。なお、制度開始後であっても、随時、登録申請を行っていただければ、登録を受けることができます。
- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- ▶ 売手がインボイスを発行するためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります（登録は任意です）。
 - ※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。

売手
(インボイス発行事業者)



買手の求めに応じインボイスを交付
※ 事前にインボイス発行事業者の登録申請が必要



買手
(課税事業者)



インボイスを保存して仕入税額控除を適用

○ インボイス制度とは

インボイス制度とは、課税事業者が消費税を一般課税で申告をする際、インボイスの保存がなければ、仕入税額控除（仕入れに係る消費税額を差し引くこと）が認められない制度です。
⇒ インボイスの保存がなければ、結果として納付税額が増えることとなります。

【例】課税事業者（一般課税）の課税仕入れ等に係る消費税額が1,000円の場合

区分	インボイス開始前 (これまで)	インボイスの 保存がある場合	インボイスの 保存がない場合
消費税の納付税額の算出			
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">課税売上げに係る消費税額</div> － <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">課税仕入れ等に係る消費税額</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1000円を課税仕入れ等に係る消費税額として控除可能</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1000円を課税仕入れ等に係る消費税額として控除可能</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">課税仕入れ等に係る消費税額として控除できるのは0円</div>

(注) インボイスの保存がない場合も、仕入税額控除に関し、制度開始から6年間は一定の経過措置があります。

東京国税局

(令和5年1月)

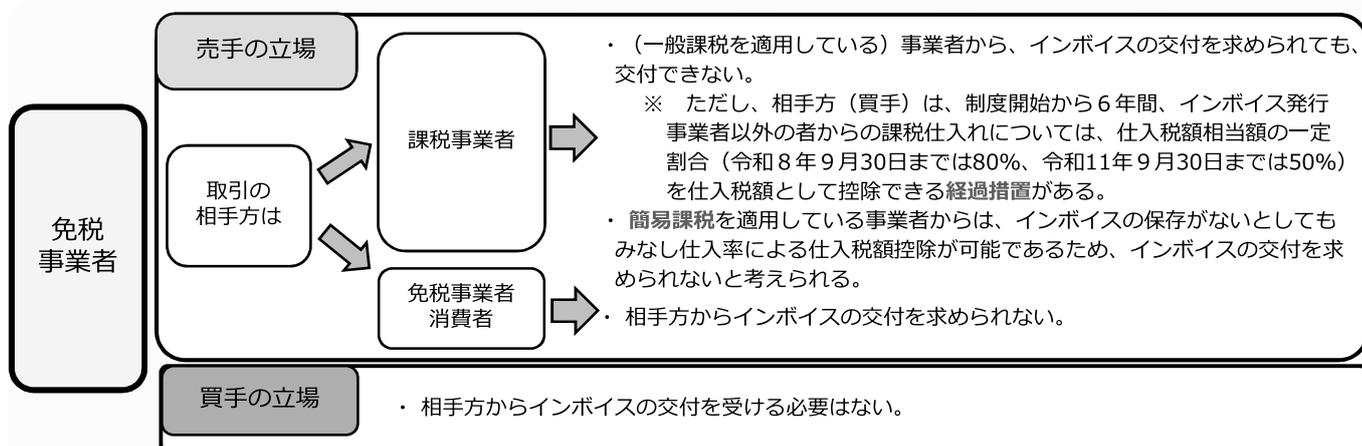
○ インボイスの交付を求められる場合

取引の相手方（売上先）が仕入税額控除のためにインボイスを必要とするのは、相手方が課税事業者（一般課税）の場合です。

区分 (自分 to 売上先)	インボイス の交付	理由等
B to B (課税事業者【一般課税】)	求められる	インボイスの交付を受けなければ仕入税額控除を受けることができないため
B to B (課税事業者【簡易課税】)	求められない	インボイスの交付を受けなくてもみなし仕入れ率による仕入税額控除が可能であるため
B to B (免税事業者)	求められない	消費税の申告をする必要がないため
B to C (消費者)	求められない	事業者でないため

○ インボイス発行事業者になるか否かの検討

取引の相手方（売上先）からインボイスの交付を求められるか否かも含め、インボイス発行事業者（課税事業者）になるか検討する必要があります。



○ インボイス発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項

区分	登録	効果	留意すべき事項
免税事業者	する	インボイスを交付できる (取引先は控除できる)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税の申告納税義務が発生 ・ 現在使用されている請求書等をインボイスに対応したものとすることが必要
	しない	インボイスを交付できない (取引先は控除できない)	取引先が控除できなくなり、取引先の損益に影響が生じる可能性あり ※ ただし、一定期間は控除が認められる経過措置あり

➤ インボイス制度に関する情報（各種パンフレット、動画、説明会の開催案内など）は、右記の国税庁HP（インボイス制度特設サイト）に掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



東京国税局

令和5年度税制改正大綱

Q. 令和5年度の税制改正大綱について教えてください。

質問

回答

A. 令和4年12月16日に令和5年度の税制改正大綱が公表されました。今後は3月末までに国会での審議を経て法案が可決成立する見込みです。今回は、主な改正について概要をお知らせいたします。

【法人課税】

1 中小企業投資促進税制

対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長（令和7年3月31日まで）する。

2 中小企業経営強化税制

特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長（令和7年3月31日まで）する。

【個人所得課税】

1 NISAの抜本的拡充と恒久化

(1) 概要

	現行		改正案	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税限度額	800万円	600万円	1,800万円 (うち成長枠1,200万円)	
対象商品	一定の投資信託	上場株式・投資信託等	一定の投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上			
非課税期間	20年間	5年間	無期限	

(2) 適用時期

令和6年1月1日以降

【資産課税】

1 相続時精算課税制度の見直し

(1) 概要

	現行	改正案
基礎控除	なし	年間110万円
相続財産に加算する贈与財産の範囲	相続時精算課税制度適用後の贈与財産	相続時精算課税制度適用後の贈与財産から基礎控除を控除した残額
相続財産に加算する贈与財産の評価額	贈与時の価額	贈与により取得した土地又は建物が災害によって一定の被害を受けた場合には、贈与時の価額から災害によって被害を受けた額を控除した残額

(2) 適用時期

令和6年1月1日以後に贈与を受けた場合・災害により被害を受けた場合に適用する。

2 暦年課税贈与があった場合の相続税の加算期間等の見直し

(1) 概要

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により財産を取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。

(2) 適用時期

令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。



〔講師プロフィール〕 山崎 純一 税理士

ワイズ・パートナーズ税理士法人：〒101-0025 千代田区神田佐久間町3-1-1 秋葉原CHビル3F
TEL. 03-5829-8729 FAX. 03-5829-8759

以上



歳川隆雄 レポート

24年の米大統領選「トランプ大統領」が

誕生したら、どうする?!

気が早いと言われそうだが、米国では早くも2024年の大統領選で民主、共和両党の大統領候補が誰と誰の戦いとなるのかに関心が集中している。結論を先に言えば、民主党のジョー・バイデン現大統領と、共和党のドナルド・トランプ前大統領との対決になる可能性が高い。マジ本当かよ?と思われるだろう。大統領選が実施される来年秋段階で81歳のバイデン氏、77歳のトランプ氏という米史上初めての後期高齢者同士の戦いになる。筆者は1月末に外務省さつての米国政治通である最高幹部と酒食を共にしながら長時間話を聞く機会があった。そして同氏の見立てを聞き、背筋が寒くなった。外務省の一部では「トランプ政権」誕生を念頭に25年1月以降の日米関係から同政権下の対中政策修正の可能性まで論議しているというのだ。仮に「トランプ大統領」が現実となった時の日本が岸田文雄政権であるのか、それとも「ポスト岸田政権」になっているのかは別にして、間違いないのは我が国の安全保障政策のキーパーソンが秋葉剛男現国家安全保障局長であることである。何をしでかすのか想像外のトランプ前大統領下の国際安全保障政策（対中政策を含む）が他の主要イシューに比べてそれなりに“真っ当”だったのには理由があった。ホワイトハウスでハーバート・マクマスター大統領補佐官（国家安全保障担当）とマット・ポツティンジャー副補佐官（同）の2人の存在が大きかった。現在、両氏はスタンフォード大学フーヴァー研究所シニア・フェローとフェローである。そして華麗な軍歴を持つ2人はそれぞれ元アフガニスタン駐留軍機動部隊司令官（退役陸軍中將）、元アフガニスタン駐留軍情報將校（退役海兵隊少佐）であり、ほぼ同時期に同国で軍務に就いた名高い軍事戦略家でもある。それ故に暴走しかねない唯我独尊のトランプ氏のブレーキ役を果たしたのだ。そしてトランプ政権後半の大統領補佐官（同）のロバート・オブライエン氏は極めて“トランプ的”だった。然るに件の外務省幹部は、第2次トランプ政権の大統領補佐官にオブライエン氏のような人物が就けば、日米同盟深化に多大な貢献をしてきた秋葉氏が難渋すると危惧するのである。もちろん、バイデン氏が再選すれば、秋葉氏と緊密な関係にあるジェイク・サリバン現大統領補佐官が続投するのは間違いないので、心配ご無用と筆者に語った。ことほど左様に政権交代、役職変更によって日米同盟関係の先行きに影響があるということなのだ。

次に、現下のウクライナ情勢である。22年2月24日に始まったウクライナ侵攻当初のロシアの軍事目標は首都キーウ制圧だった。事実、ロシア陸・空軍

はキーウ陥落を目指して戦力総動員態勢で侵略したことは記憶に新しい。筆者は当時、バイデン政権が北大西洋条約機構（NATO）加盟国のポーランド、ドイツに配備する空対空・空対地・空対艦兵装を持つ米空軍機F-16 戦闘機を投入してウクライナの制空権死守に踏み切るとの情報があると書いた。だが、ロシアとの全面戦争回避を優先、断念した。それから11カ月が経った1月26日、米国家安全保障会議のジョン・ファイナー大統領副補佐官は米MSNBCのインタビューで「（戦闘機の供与を）慎重に検討している」と語り、これまでの否定姿勢を転換した。同日、フランスのトマス・ガシロー仏議会軍事委員長とオランダのウォプケ・フックストラ外相が共に「その可能性は排除しない」、「提供する武器にタブーはない」と米国との共同歩調を示した。しかしバイデン氏は30日、ホワイトハウスで記者団から供与するのかと問われ、「ノー」と答えた。一方、ポーランドのマテウシュ・モラウィエツキ首相は「供与する用意がある」と表明している。いずれにしても英国製「チャレンジャー2」、米国製「M1エイブラムス」、ドイツ製「レオパルト2」の最新戦車のウクライナ供与に続く“本チャン”の登場なのだ。伝えられる3月のロシアの総攻撃を凌ぐことができれば、焦点のウクライナ東部ドンバス地方で「欧米戦車連合」とF-16投入を得たウクライナ軍の反転攻勢も決して夢物語ではなくなる。換言すれば、この最新鋭戦闘機の供与は、米国がウクライナだけではなく、NATO加盟諸国に対し揺るぎないコミットメントの証として強いメッセージとなるということだ。即ち、昨年11月の米中間選挙で与党・民主党が事前の予想を覆して上院多数派を維持したことでバイデン氏が自信を深めたことを意味する。翻って岸田政権を見てみたい。1月13日のホワイトハウスで2時間余に及んだ日米首脳会談は岸田氏が改めて自信を深める契機となった。その直前の米紙ワシントン・ポスト（11日付電子版）は次のように報じた。「日本が戦後の平和主義的な姿勢から脱した瞬間（注：防衛3文書改定を閣議決定したこと）に、与党である自民党のハト派に位置する岸田氏が政権を握っているのは皮肉なことである。実際、昨年7月に暗殺されたタカ派の安倍晋三元首相が推進したこれらの計画に対して、国内に大きな反対意見がないのは、彼の真正リベラルさが理由である可能性が高い」——。どうやら岸田氏には“安倍氏ロス”は影響しなかったようだ。歴史には皮肉が付き物である。

（2023年2月3日、神保町のオフィスにて）

歳川隆雄
としかわ たかお

1947年東京生まれ
上智大学英文科中退。現在は情報誌「インサイドライン」編集長。TV、ラジオ、雑誌等で活躍中の気鋭のジャーナリスト。当会会員。



へぎと呼ばれる杉の木で作られた四角い器に一口程度に丸めて美しく盛りつけられた「へぎそば」。そばのつなぎに布海苔という海藻を用いることでツルツルとした喉越しと弾力ある歯応えが特徴の新潟郷土料理「へぎそば」を味わえるのが「へぎそば地酒処 こんごう庵 神保町店」です。神保町交差点から徒歩1分、靖国通りを神田へと向かう裏路地の一角、大きな提灯が掛けられた古民家風の趣のある佇まいが道ゆく人たちの目を引いています。

伝統製法を継承した看板料理「へぎそば」は、新潟の本店から毎日生そばで仕入れられており、かつおと昆布をベースにした出汁を特製のかえしと合わせたそばつゆは、へぎそばと合わせることで香り高いかつおの風味がいつそう愉しめる逸品です。こだわりの出汁は、お鍋はもちろん、「ジャンボ玉子焼き」などにも使われています。また、納豆や葱味噌をはさみ香ばしく焼き上げた新潟名物「栃尾松兵衛 ジャンボ油揚げ」も美味。丁寧に叩いて柔らかくしたヒレ肉に細かいドライパン粉をまぶしてヘルシーに仕上げた新潟名物「タレカツ」も醤油ベースの自家製タレとの相性が抜群です。

新潟から直送された厳選の海の幸・山の幸を職人気質の料理人が手間を惜しまずに仕上げる数々の和食料理を堪能しながら豊富な新潟地酒が満喫することができ、魅力。越乃寒梅、久保田千壽、八海山、麒麟山、越乃景虎超辛口、メ張鶴の人気銘柄6選の「利き酒セット」の飲み比べや新潟県内のみ流通する貴重な銘酒にも出会えます。「へぎそばや越後の地酒、そして旬の素材を丁寧な仕込みで提供する手作りの料理を存分に味わって頂きたい」と乾 弘樹専務取締役。夜には仕事帰りの会社員の姿が目立つ店内。出張時や赴任先に味わった越後の味に思いを馳せながら自然と会話も弾んでいることでしょう。

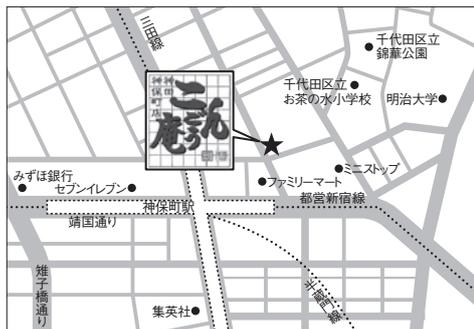
広報委員長 田中良一(記)

お品書き

(税込)

新潟名物へぎそば	880円
新潟名物タレカツ	803円
ハタハタ唐揚げ	858円
越後の味 田舎ののっぺ汁	715円
そば屋のジャンボ出汁巻き玉子	1,210円
栃尾松兵衛ジャンボ油揚げ(納豆入り)	825円
天然地魚の刺身盛り合わせ(2人前程度)	2,079円

※ランチタイムは天井とタレカツ丼が一緒になった「ミックス丼へぎそばセット」(1,050円)などを用意。
 ※ディナータイムは「越後の地酒満喫コース(全8品)」など、越後の地酒、新潟名物料理、お鍋を盛り込んだコース料理を各種用意。



- 千代田区神田神保町1-18-1 千石屋ビル1階
 (東京メトロ半蔵門線・都営三田線・都営新宿線 神保町駅A5出口徒歩1分)
 TEL 03-3518-2661
- 営業時間
 月～金曜日ランチ 11:30～14:30 (LO14:00)
 ダイナー 17:00～23:00 (LO22:30)
 土日祝日 ランチ 11:30～15:30 (LO15:00)
 ダイナー 17:00～21:00 (LO20:00、ドリンクLO20:30)
- 定休日 年末年始、夏季休暇
- ※新型コロナウイルス感染拡大により、営業時間・営業日
 が異なる場合があります。
 ご来店時には事前にご確認をお願いいたします。

ぶらり食通 掲載店募集!

「ぶらり食通」掲載店を募集しております。本誌であなたの、又は行き付けのお店を紹介してみませんか?

問い合わせは ☎03-3294-2531

編集後記

5月8日に新型コロナウイルス感染症の分類が2類から、5類に変更されることが発表され、いよいよ通常モードに戻ってまいります。神田祭も2019年以来、4年ぶりの開催が目前です。そろそろ各町会でも、準備が始まるのではないのでしょうか。

コロナ禍前と全く同じ状態に、戻らないと思いますが、そんな中でも、青年部会事業の租税教育は、小学校4年生を対象にリアル開催で、行いました。税務署の皆様方にもご支援をいただき、税金の大切さを伝えることができました。税金の大切さを感じることができたのではないかと、思います。児童の皆さんには、授業に、積極的に参加してもらい、講師役としても楽しく、やりがいのある時間をいただきました。1億円のレプリカを見せた時の盛り上がり、やっと日常に戻ってきた感じがしました。関係者の皆様、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、年度末を迎え、広報委員会でも法人なかまのリニューアルを4月に向けて準備をしております。会員の皆様へのイベント等の情報発信、興味を持っていただけるような記事を工夫しながら、編集してまいります。また、デジタル推進特別委員会とも連携して、ホームページのさらなる進化を目指してまいります。メールアドレスのご登録がまだお済みでない会員の方は、ご登録を何卒宜しくお願い致します。

(広報副委員長 早川智久)



創業100年葬儀と供花で信頼と実績
<http://www.hakuzen.co.jp>

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくらか心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？ 区民葬とはどんな葬儀？

博善株式会社

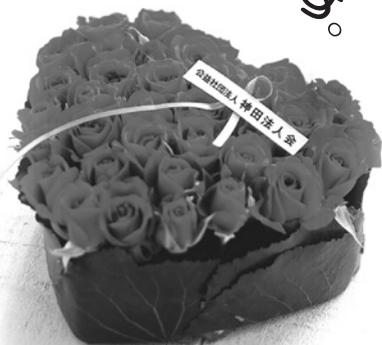
東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
 ☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701
 ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
 生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか？ 会員企業の広告大募集

会員企業のハートを
 お届けします。



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
 (☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・1色
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・1色
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・1色

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布!

チラシ同封基本料金	会員価格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

HP掲載料金	掲載料金
トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は1月を起算として1年となります。

◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考・・・この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

2022年度 **税に関する絵はがきコンクール**
入賞作品紹介

※学校名・学年は2022年度当時のものです

女性部会長賞



千代田区立千代田小学校 6年

審査員特別賞



千代田区立お茶の水小学校 6年

千代田区都税事務所長賞



千代田区立和泉小学校 6年

千代田区長賞



千代田区立千代田小学校 6年

神田税務署長賞



千代田区立千代田小学校 6年

神田法人会長賞



千代田区立和泉小学校 5年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立和泉小学校 6年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



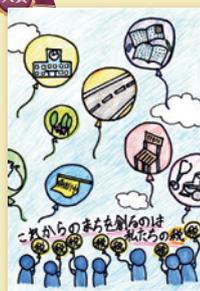
千代田区立和泉小学校 6年

入賞



千代田区立昌平小学校 5年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立千代田小学校 6年

入賞



千代田区立お茶の水小学校 6年

入賞



千代田区立昌平小学校 5年



(後援) 国税庁 / 東京都千代田区都税事務所 / 千代田区

法人会

法人会
消費税期限内納付
推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13
TEL. 03-3294-2531 FAX. 03-3294-2500
https://kanda-hojinkai.com/

発行人 藤井隆太
編集人 田中良一

定価一六五円(税込)